

かわべ

議会だより

KAWABE



新議会スタート



平成23年11月17日

第129号

- 23年第2回臨時会 2
- 議長・副議長決まる 2
- 委員会の構成 3
- 23年9月定例会 3
- 22年度決算を審査 5
- 一般質問 3人の議員が質問 9
- 議会日誌・編集後記 14

23年第2回臨時会

(9月1日開催)

議長・副議長の選挙 各委員会委員の改選

議員改選後初めての議会が開かれ、議長・副議長の選挙をはじめ、議会の委員会構成を決めました。

また、監査委員、農業委員の選任のほか、平成23年度一般会計補正予算（専決）2件について承認しました。

臨時会では議員改選後の初議会として、議長の選挙、副議長の選挙が行われ、議長に日下部明伸議員、副議長に佐伯和昭議員が就任しました。



佐伯 和昭 副議長



日下部 明伸 議長

議長・副議長就任あいさつ

このたび改選後の初議会におきまして、議員各位のご推挙により議長、副議長に就任させていただくことになりました。身に余る光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しているところであります。皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営に努めてまいります。

さて、わが国経済は、緩やかな改善の兆しが見えておりましたが、今回の震災や原発事故の影響が今後の経済動向に大きな影響を与える状況となりました。当町においても、厳しい財政状況の中で少子高齢化をはじめ、福祉、環境、基盤整備、教育などの諸問題に対応すべき重要な政策課題が山積しております。議会と執行機関との真摯な議論により、これら町政の諸課題を解決すべく有効な政策を推進していかねばなりません。

町民の皆様のご要望にお応えするために、町民・行政と連携し、更なる町政発展に全力を傾注する所存であります。今後とも町民の皆様をはじめ関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。就任のあいさついたします。

委員会の構成

【総務委員会】

委員長 高木 律夫
副委員長 矢田 宗雄
委員 長尾 諭

〃 辻 武史
〃 桜井 真茂
〃 佐伯 和昭
〃 上屋 浩
〃 佐伯 雄幸
〃 日下部明伸
〃 岩田 龍典

（議席順）

【議会運営委員会】

委員長 長尾 諭
副委員長 佐伯 和昭
委員 辻 武史
〃 上屋 浩

（議席順）

【議会報編集委員会】

委員長 佐伯 雄幸
副委員長 長尾 諭
委員 岩田 龍典

人事案件

▲監査委員に

矢田宗雄氏
議員のうちから選任する監査委員の選任案に全会一致で同意しました。

▲農業委員に

桜井真茂氏
議会の推薦する委員の辞任に伴い、後任委員として全会一致で推薦しました。

金および還付加算金を計上するもの。
歳入では
・繰越金

620万円増額

歳出では
・町税還付加算事業

620万円増額
（全員賛成で可決）

▲一般会計補正予算

（専決第2号）

590万円を増額し、総額を39億8189万円としました。

主な内容は

納古谷林道において、山腹が土砂崩れにより崩落しているため、測量・地質調査を含む詳細設計委託費を計上するもの。

歳入では
・繰越金

590万円増額

歳出では
・林業施設現年度災害復旧事業

590万円増額
（全員賛成で可決）

予算案件

▲一般会計補正予算

（専決第1号）

620万円を増額し、総額を39億7599万円としました。

主な内容は

予定納税を行っている法人の確定申告により、法人町民税の還付

人事案件

▲教育委員会委員に

小栗精作氏
比久見1397番地1

9月30日で任期満了となるため、再任することに全会一致で同意しました。

▲人権擁護委員に

前田英樹氏
石神555番地2

12月31日で任期満了となるため、引き続き同氏を適任である旨の意見を付すことに、全会一致で決定しました。

条例案件

▲税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う改正です。

23年第3回定例会

9月定例会（9月13日～29日まで）

本定例会では、22年度一般会計のほか6の特別会計および水道事業会計の決算認定、人事案件2件、条例案件3件、契約案件1件、組合規約の改正1件、予算案件3件の計18案件を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

上記のほか、22年度決算に係る「健全化判断比率」、「資金不足比率」について報告がありました。

また、高木律夫議員ほか3人から「介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書」が、長尾諭議員ほか3人から「森林・環境税の導入に慎重な対応を求める意見書」が提出され、原案のとおり可決しました。

主な内容は

- ・寄附金税額控除の適用下限額を20000円に引き下げるもの。
- ・不申告等に関する過料の上限を10万円に引き上げるもの。

(全員賛成で可決)

▲都市公園条例の一部を改正する条例

- 山楠公園の現状および川辺湖岸緑地の施設整備を勘案し改正するものです。

主な内容は

- ・山楠公園のバンガローに関する規定の削除および野球場の利用時間を明確にするもの。
- ・本年度撤去予定の川辺湖岸緑地パターゴルフ場に関する規定を削除するもの。

(全員賛成で可決)

▲学校施設の社会教育等使用に関する条例の一部を改正する条例

- スポーツ振興法の全部改正に伴う改正です。

主な内容は

法の規定を引用している条文を改正するもの。

(全員賛成で可決)

契約案件

▲消防ポンプ自動車売買契約の締結

- ・契約の方法
指名競争入札
- ・契約金額
1837万5千円
- ・契約の相手方
(株)ウスイ消防

(全員賛成で可決)

予算案件

▲一般会計補正予算(第2号)

6676万円を増額し、総額を4億4865万円としました。

主な内容は

- 平成22年度事業の精算および新たな財政需要に対応する事業費等を予算計上するもの。

歳入では

- ・繰越金
1億1925万円増額
- ・介護保険特別会計繰入金
1201万円増額
- ・コミュニティ助成金
250万円増額
- ・県単農道舗装事業補助金
176万円増額
- ・道路橋りょう債
7060万円減額

歳出では

- ・財政調整基金積立金
4771万円増額
- ・県道路改良事業負担金(可児金山線)
477万円増額
- ・農道舗装工事
440万円増額
- ・消防団員等公務災害補償費負担金
397万円増額
- ・和太鼓購入費
250万円増額
- ・介護保険特別会計操出金
203万円減額

▲介護保険特別会計補正予算(第1号)

3997万円を増額し、総額を8億3739万円としました。

主な内容は

- 平成22年度介護給付費等の確定による事業費の精算および介護保険システムの利用方式を変更するもの。
- 歳入では
・繰越金
4200万円増額
- ・一般会計事務費繰入金
203万円減額

▲後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

289万円を増額し、総額を1億1733万円としました。

主な内容は

- 平成22年度広域連合負担金等の確定により事業費の精算をするもの。
- 歳入では
・繰越金
286万円増額
- ・健康診査費負担金過年度精算金
3万円増額

財政指標の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率、資金不足比率の報告がありました。

▲22年度資金不足比率 (単位：%)

	川 辺 町	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※各会計とも、資金不足額がないため「-」と記載しています。

▲22年度健全化判断比率 (単位：%)

	川 辺 町	早期健全化基準
実質赤字比率	—	15.0
連結実質赤字比率	—	20.0
実質公債費比率	11.3	25.0
将来負担比率	55.2	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がないため「-」と記載しています。

その他の案件

▲岐阜県市町村職員退職
手当組合規約の一部を
改正する規約

一部事務組合規約の改正に伴い議会の議決を求めるもので、組合の事務所の位置を改めること、組合の議会の組織について、組合議員のうち組合市町村の町村の長を代表する者の選任方法を改めるものです。

(全員賛成で可決)

決算の認定

決算審査は、総務委員会に付託され、9月15日、26日の2日間、一般会計と6特別会計および水道事業会計の決算を審査し、27日に「委員会審査報告書」を作成し、議長に提出しました。議会最終日に高木委員長から委員会審査報告があり、一般会計は賛成多数で、ほかは全会一致で認定しました。

22年度決算をすべて認定

歳入歳出決算額

一般会計		国民健康保険事業	
歳入	40億5,829万円	歳入	12億2,368万円
歳出	38億406万円	歳出	10億5,960万円
老人保健		下水道事業	
歳入	46万円	歳入	6億1,876万円
歳出	4万円	歳出	6億659万円
農業集落排水事業		介護保険	
歳入	3,141万円	歳入	7億4,058万円
歳出	3,000万円	歳出	6億9,858万円
後期高齢者医療		一般会計・特別会計計	
歳入	1億1,341万円	歳入	67億8,659万円
歳出	1億1,055万円	歳出	63億942万円
水道事業			
収益的収支	収入 2億1,078万円	支出	2億226万円
資本的収支	収入 159万円	支出	2,870万円

※資本的収支の不足額は、留保資金で補てんしました。

※決算の概要などは、広報「かわべ」10月号をご覧ください。

決算審査の経過と

質疑応答の主な内容

(文書による質問45件のうち一部掲載)

▲審査経過

審査は、各課長から「22年度における主要施策とその成果」および提

出された資料に基づき説明を受け、慎重に審査を実施しました。

審査した会計は一般会

計を含め全8会計で、順次審査箇所について書面と口頭により、質疑応答形式で担当課の説明を受けました。また、必要書類の提出を求め、書類の審査を行いました。

文書による質問と回答の主なものは次のとおりです。

【総務企画課】

Q 各科目で報償費の不執行や執行率の低い決算が見受けられるが、その理由と今後の予算対応は。

A 報償費は謝礼的な意味合いが大きい費用で、執行率の低い消防団退団者報償金や教育文化振興報償金などは、人数の把握がたいへん難しいことが現状です。今後の予算編成では、決算数値を勘案し、より実情に近い金額で計上するよう心がけていきます。

Q 旧下麻生小学校施設設備管理経費などの工事請負費14万2千円の不執行の理由は。

A 取り壊し工事の準備として、宅内上下水道管の布設替えを予定していましたが、再検討した結果、当該地区の下水道事業実施予定年度が23年度に変更になったこ

と、取り壊し工事を施工するにあたり散水等が必要になることから22年度における本工事の執行を見合わせ、校舎取り壊し工事での併せた施工とすることにしました。



旧下麻生小学校

Q 行政改革推進事業で職員実人員について削減されているが、嘱託職員の状況はどうか。

A 川辺町で勤務する嘱託員数は、平成17年度58名に対し、平成23

年度68名となっております、10名増加しています。これは、保育所、学校給食センター、漕艇場における嘱託員の増加が要因であり、保育所においては、3歳未満児の入所増加への対応や正職員育児休業に伴う補充、給食センターでは、食物アレルギー除去給食の対応強化や正職員退職に伴う補充、漕艇場では県との指定管理契約に伴う夜間対応職員の設置などが主な理由となっております。

料分担金率を掛けた金額を支払っています。車の保険については財団法人の加入して、全国自治協会の自動車損害共済保険に加入しています。内容は車両、対人、対人全てに加入しており、対人、対人の責任額は無制限です。事務については、一部の車両を除き総務企画課において保険の加入管理を行っています。

Q 町道や上水道等の過失について保険で対応していますが、どのように契約しているか。また車の保有台数もかなりありますが契約の仕方を伺います。

A 町の所有、管理する施設については「全国町村会総合賠償補償保険」に加入しています。保険料は毎年度5月1日現在の住民数に保険

料分担金率を掛けた金額を支払っています。

車の保険については財団法人の加入して、全国自治協会の自動車損害共済保険に加入しています。内容は車両、対人、対人全てに加入しており、対人、対人の責任額は無制限です。事務については、一部の車両を除き総務企画課において保険の加入管理を行っています。

【税務課】
Q 町税手数料収入未済額の内容と未済理由、今後の対策方法は。

A 内容については、督促手数料です。督促状を発付した際に、督促手数料を調定したために本税収入未済23950件分の手数料23万9500円も収入未済となっています。今後の対策方法としては、滞納整理を強化し徴収に努めます。

【住民課】

Q 社会福祉費負担金の収納率8・3%の内容と理由は。

A 未収金は、養護老人ホーム入所者扶養義務者分です。未納理由は扶養義務者に多額の負債があり、この返済のため当該老人ホームの負担金が未収になっているものです。

老人福祉施設入所者等負担金は自力執行権のない公債権であるため、回収が困難となっております。なお、本人は22年7月から扶養義務者から外れましたので、7月以降現在負担金は賦課されておりません。

Q 国民健康保険の特別調整交付金、予算額75万円に対し、決算額3572万円が多額の収入増である。補正予算対応は出来なかったか。また、見込み誤りはなかったか。

A 21年度は特別調整交付金の配分がなかったが、22年度は県の予算措置により申請額全額の交付がありました。申請、決定、交付手続きは年度末の3月下旬、資金交付は4月となることから補正予算対応は出来ませんでした。予算計上は、医療費通知分の75万円のみ計上していましたが、レセプト点検、医療費通知、収納率向上、保健事業、共同事業拠出基準超過分の項目について交付がありました。

介護サービス費等においては、給付費の伸びが目覚ましい。このような状況をどうとらえるのか。また保険料との関係については。

一方給付費が年々増加している現状においては、介護保険料も値上げする方向で検討しなければなりません。被保険者の負担を少しでも緩和するため、財政安定化基金や介護給付費準備基金の取崩しなどで保険料の急激な増加を抑える手法を検討していきます。

A 高齢化の進展および介護保険制度の認知度の向上などにより、要介護認定者が年々増加し、介護給付費も増加の一途をたどっています。



川辺町に限らず、全国的な傾向であり、団塊の世代が高齢者となる今後は、さらなる給付費の増加が見込まれています。今後においても認定者が必要とするサービスの質と量は確保しつつ、介護予防の取り組みや給付費の適正化に努め、給付費の増加を抑制する努力を続けていく必要があります。

一方給付費が年々増加している現状においては、介護保険料も値上げする方向で検討しなければなりません。被保険者の負担を少しでも緩和するため、財政安定化基金や介護給付費準備基金の取崩しなどで保険料の急激な増加を抑える手法を検討していきます。

【産業環境課】

Q 町小口融資制度の実績が22年度0件であったが、制度を知っていたため、商工会にも依頼してはどうか。

A 広報・町HPなどでPRするとともに関係融資金融機関に対して、窓口で融資相談があった場合に町小口融資を案内していただくようお願いしています。利用件数が0件であったことについて小口融資を取り扱う金融機関へ出向き、原因について調査したところ、社会経済の現状が先行き不透明なことなど事業者が設備投資を控えている状況にあり、金融機関全体の融資件数も減少傾向にあることでした。別の要因として他の借り入れ制度を利用していることが挙げられます。個別金融機関の融資、商工会の制度融資のほか、中小企業信用保証法第2条第4項の規定に基づいて行う融資制度

川辺町に限らず、全国的な傾向であり、団塊の世代が高齢者となる今後は、さらなる給付費の増加が見込まれています。今後においても認定者が必要とするサービスの質と量は確保しつつ、介護予防の取り組みや給付費の適正化に努め、給付費の増加を抑制する努力を続けていく必要があります。

(セーフティネット制度の5号認定保証に伴う借り入れ) などです。

【教育委員会】

Q 教職員住宅貸し付け収入について、維持管理費に対して賃貸料は妥当か。また、戸数は何戸か。

A 現在、入居可能な教職員住宅は、世帯用3戸、単身用4戸です。うち世帯用1戸、単身用4戸が入居中です。

22年度の維持管理費は29万円で、家賃収入は28万円でした。なお、教職員住宅は本来、3月末に異動が決定する教職員に住居を提供することを目的

的としており、採算を求めめるものではないと考えています。

Q 親子教室運営事業については民生費児童福祉費の予算範囲であるにも関わらず、教育委員会が管轄していることは不自然であり、社会福祉協議会に委託している状況も一考の余地がある。どの事業も社協に委託する考えは危険すぎ

る。言葉の教室の域を逸脱している状況は見かねるし、障がい者支援の状況となっていることは否めない。どのように考えているか。

A 昭和57年から始まった親子教室(旧ことばの教室)が現在に至る経緯も配慮しながら、住民ニーズに幅広く応え、障がい児、ことばや情緒発達等のつまづきのある幼児等を幅広く受け入れ、一貫した幼児療育を町直営で行うことも視

野に入れ検討を進めていきます。

今後関係者と調整し、町の方針を決定し、適切な予算項目により執行していきたいと考えています。

Q 第三保育所の指定管理委託に関して

は、平成22年度末において苦肉の策として3年間の委託契約の延長を試みたが、早一年が過ぎ去ろうとしている。

町内の3カ所にある保育所が違った運営母体により営まれていたことは、町全体の方針としてもよろしくないことは周知の事実です。平成24年度においては公設民営化を全体とするのか、公設公営とするのかを決めなくてはいけないとき、全体経費の状況等をどのようにとらえているか。

A 町全体の保育所運営方針を明確にし、関係者等による指定管理

の評価を行い、運営面、全体的経費の状況等から、よりよい運営方法を検討したいと考えています。そのため、第三者評価のための委員会の設置準備を行っているところです。なお、保育の質の向上は当然のことですが、財政効率上の全体経費については、私立保育園に対する国の示す保育単価との比較が目安になると考えています。保育所人件費の占める割合は

大きいのですが、乳幼児年齢別の必要保育士数および配置は、原則定数で募集をかける私立保育所と比べ、措置として受け入れる公設保育所では計画的な人員配置が非常に困難な結果となっています。また近年の未満児入所の増加も必要人件費の不確定要因となっています。評価を通して、保育の質の向上、効率性かつ効果的な運営方向を相談していきたいと思えます。



中川辺教職員住宅



第三保育所

介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書

平成21年の介護保険制度改正では、人材不足と経営危機の打開を図ることを目的に、介護報酬の引上げが行われ、介護従事者の処遇を改善するために臨時特例交付金制度も制定された。しかし高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大する中で、人材の確保については依然として困難な状況が続いている。

この交付金制度は制定から24年3月までの限時法であり、交付金の終了に伴い、職員に対する処遇が低下し、離職に拍車がかかることも懸念される。また、交付金は介護職員のみを対象とし、ケアマネージャー、生活相談員、看護師等は対象外としている。施設運営は様々な職員のチームワークで成り立っていることから、すべての職員を対象とした処遇の改善が図られるべきである。

介護保険の対象者が、尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスや福祉サービスを受けるためには、介護職員を安定的に確保していくことが最も重要な課題であるといえる。

よって、国においては、介護事業の成長並びに介護職員の雇用の安定及び優秀な人材の確保のため、介護職員処遇改善交付金制度の改善及び恒久化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

岐阜県川辺町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

森林・環境税の導入に慎重な対応を求める意見書

森林・環境税は森林整備事業の費用負担を幅広く住民に求める目的で全国の自治体で導入が進んでおり、岐阜県におかれても、パブリックコメントなどの手法を経て導入が検討されている状況である。

森林や河川などを環境資源として位置づけ、その恩恵を享受できるよう配慮していくことは、環境について住民が高い認識を持つ今日にあっては、将来にわたって取り組んでいかねばならない重要な課題であると認識している。また森林や河川の環境については、その影響が広範囲に及び、本県においては県土の8割を占める森林や、日本海・太平洋にそそぐ河川などの流域が大きく包括されるものと解する。森林・環境税については全国的に導入が進んでいるようであるが、都道府県の単位だけではなく、森林地帯や流域も含めた広域的な対応が必要になってくると考えられる。森林、水源を有する地域と流域との、受益と負担の不公平感はないかということも配慮していく必要がある。

また、日本経済が深刻な状況下、東日本大震災の復興増税や税と社会保障の一体改革案に基づく消費税の増税などが議論されており、今後、国民の税負担が益々増大することが予想される。県において、新たな税を導入することは、県民にさらなる負担を強いる結果となることが懸念される。

よって、岐阜県におかれては、県民の安定した暮らしを守るため、また将来にわたって森林や河川の恩恵を享受するという目的を達成するため、「森林・環境税」を導入するにあたっては、森林や河川などの、より広域的な将来像を見定め、国の動向や経済環境等も考慮され、安易な増税と受けとめられないよう、説明責任を十分に果たし、慎重に対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年9月29日

岐阜県川辺町議会

提出先

岐阜県知事

一般質問

そこが聞きたい! 知りたい!

定例会の最終日に3人の議員が質問に立ち、町政をただしました。

質問と答弁の内容は、次のとおりです。
当日の傍聴者は13人でした。

問

選挙のあり方と公職にある者の資質について

【桜井真茂議員】

8月16日に告示された川辺町議会議員選挙は、定員数10人のところ当日11人の届け出があり、朝から各候補者の選挙活動が始まりました。しかし、候補者の中の1人が16日の夕方までに、立候補を取り下げ無投票となりました。

本来なら定員数を超える候補者が、各自の思いや主張を町民に訴え、町民の皆様からの投票により議員が選出される。それが川辺町のためになる議員選挙かと思えます。無投票は選挙の結果として真摯に受け止めるべきでしょうが、投票という住民の権利が行使されなかった今回の選挙。ま

た、町長におかれましても無投票での当選を経験しておられます。住民の代表者である町長や議員が、住民の権利である投票という信任を受けずに決定されることについて、いかなる認識をお持ちなのかお聞きいたします。また、地方自治体の首長や議員の選挙において、無投票となる場合が全国的に見ても増えてきており、政治離れや無関心さだけで結論づけるべき問題ではないと思えます。少なからず行政と住民との関係が希薄になっていると思えます。公職にあるものの責務とは何か、真に問われる時代となっております。このよ

うな時代にあつて、佐藤町長は町民に対して胸を張って業績を主張できますか。今後においては、町民に対して、どのよう

答

町の総合力を高め、理想に近づけていく

【町長】

な気持ちで、立向かって行かれるのかお聞きします。

現行の公職選挙法においては、定員数と候補者数が一致する場合には、

住民の信任を受けたものとみなし、自動的に当選が決まります。特別の事情がない限り当選がくつがえることはないと思えます。したがって現行法上、この点については当然のことと認識しておりますし、これをもって国民の参政権、投票権が侵害されたことにはならな

いと思えます。むしろご指摘のように、政治離れ、無関心といった風潮こそ問うべきではないでしょうか。

の取組をいくつか挙げさせていただければ、歴代の町長の引継事業である下水道事業の推進や、国道41号美濃加茂バイパスの建設促進に精力的に努めてきた結果、これらにつきましても間もなく一つの区切りを迎えるところまでやってきました。

ご理解により新艇庫も建設していただきました。いよいよ来年に迫った本番に向けて重点的に取り組んでいきます。

また、長年の懸案事項、協議事項であった山川橋についても、一定の方向性を出し改修を行った結果、今では多くの住民の皆様にご喜ばれているものと自負しています。そのほか、小中学校の耐震補強、西タウン、東タウンの建設、第三保育所および児童厚生施設の建設、全町ケーブルテレビ網の整備などのハード事業のほか、中学卒業までの医療費無料化、妊婦健康診査の充実、出産育児奨励金制度の創設などソフト事業も充実してきました。

また、今後の所信については、健全財政を維持しつつ、町の将来像である「美しく輝く水辺と心を育むまち」の実現に向けて全身全霊を傾ける所存です。必要不可欠な生活基盤整備に努めること、町の活性化対策を図ること、美しい環境を守ること、医療・福祉・教育・文化・スポーツ振興などまちの総合力を高めること。長く遠い道のりではあります。町民皆様のご支援ご協力を賜りながら、バランスのとれた財政運営につとめ、少しずつでも理想に近づけていきたいと思います。

つきに、業績を主張できるかとお尋ねです。就任より10年を迎えましたが、これまでの私なり

た。なかでも国民体育大会ポート競技会の実施につきましても、財政厳しい中で、岐阜県の格別の

問 国道41号線の除草 作業について

【桜井真茂議員】

国道41号線の歩道沿いでは雑草等が伸び続けています。雑草はもちろんのこと小枝等、車両走行に支障をきたす事はありません。危険な箇所もあります。国交省においては、定期的に除草作業を行っているとは思いますが、通行する車両などが不快な思いをすることはもちろん、危険防止の観点からも国交省頼りではなく、何らかの迅速な処置を心掛けて頂くことは



きないものでしょうか。

車両が走行している道路での作業は、危険も伴い一般の町民の方にボランティア作業をお願いすることはできません。

来年度には国体が行われる我が岐阜県において、雑草の生い茂るまち川辺町では恥ずかしいことです。

答 道路管理者に強く 要望していく

【基盤整備課長】

国道の路肩など草の繁茂が以前に増して目についています。一部の方の善意による除草等を目にしますが、専門業者でも通行規制をかけるほど危険であり、ボランティアの範囲を超えた作業であるといえます。

国土交通省では、以前は年数回の除草作業が行われていましたが、国の財政状況が厳しく、また維持管理事業に伴う県の負担金が見直されたこと

などもあり、満足な予算が配分されないことから、今では全くといえるほど実施されておられません。

また、中部地方整備局の平成23年4月時点における道路管理延長は1830km、橋梁3870箇所、トンネルは95箇所あり、また他の都市部に比較して道路依存度が高い地域であることも特徴で、このため老朽化する施設の補修・更新に要する費用が増大していることから、新たな維持管理計画を策定して経費縮減に取り組みされております。

この計画の除草に関する部分を抜粋しますと、原則として、まず目的としては「除草は道路を安全に走行するための空間や見通しの確保、通学路における見通しの確保などの安全対策、また種子の飛散や害虫による周辺住民の生活環境や農作物への被害防止」のため、「通行の安全確保が

できない、運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない」箇所に限って行うとされており、単に景観上や定期的な除草はできないという事です。しかしながら、川辺町としては、毎年開催されている美濃加茂維持出張所管内連携会議の席上や、個別でも除草の要望をしていますが、国に頼らず迅速な処置を、とのご提言ですが、今のところ道路管理者に対し、安全対策や環境面から訴える手段しか見つかりません。

また、国体開催に際しては、川辺町の玄関口の除草を「おもてなし計画」に位置づけており、適時な除草を強く要望することとしております。

さて「後期高齢者医療制度の廃止」に伴う新たな医療制度については、改定の時期・保険料の値上がり・後期高齢者ほどの保険制度に加入するか・70歳から74歳までの患者負担はどうなるのか

問 高齢者のための新たな医療制度について

【高木律夫議員】

平成20年4月に後期高齢者医療制度が発足し

て、わずか2年余りで制度を廃止することとなり、早くも新たな医療制度が検討されている。

そもそも、後期高齢者医療制度は十分な討議がされないままにスタートされたもので、廃止の理由である「年齢により区分された保険制度には絶対無理がある」ということです。確かに、高齢社会が進む中で、国民医療費の増加は避けられないことです。平成19年度の国民医療費は34兆円、このうち65歳以上の高齢者の国民医療費は17・7兆円で全体の半分を占めています。だからといって高齢者を一般の国民から切り離す制度は国民皆保険の根本理念に反しています。

さて「後期高齢者医療制度の廃止」に伴う新たな医療制度については、改定の時期・保険料の値上がり・後期高齢者ほどの保険制度に加入するか・70歳から74歳までの患者負担はどうなるのか

答 国の動向を注視している

【住民課長】

現在の後期高齢者医療制度は、それまでの老人保健制度に変わり平成20年4月より実施されていますが、75歳で制度が区分されることなど国民の理解が得られなかったことから、平成21年9月の新政権発足により厚生労働大臣が「後期高齢者医療制度の廃止」を明言するに至りました。これ以後、高齢者医療制度改革会議において新たな医療制度のあり方について議論が進められ、平成22年12月20日の第14回高齢者医療制度改革会議で「最終とりまとめ」が行われたところです。

また国においては、平成22年10月に政府・与党社会保障改革検討本部を設置し、「社会保障はきちんとした財源の裏付けがなければ、制度として維持できない」との考えのもと、今年の6月30日には「社会保障・税一体改革成案」がまとめられました。

以上の状況から、現在のところ、高齢者のための新たな医療制度概要は、「高齢者医療制度改革会議」での「最終とりまとめ」が最新の状況です。

「新しい医療制度で高齢者が加入することとなる保険」ですが、年齢で区分することなく、被用者や被扶養者は「被用者保険」に、これら以外の方は「国民健康保険」に加入することになります。国保に加入する75歳以上の方の保険料については、引き続き県内で同一の保険料率とし、医療給付費の1割相当を保険料で賄います。なお、被用者保険に加入する方の保

険料は、各被用者保険者の算定方法・徴収方法を適用します。

「医療費の患者負担」については、特に70歳から74歳までは経過措置として1割負担となっておりるところですが、新制度の施行日以後は、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担となります。

「都道府県単位の財政運営」ですが、新しい医療制度では保険財政の安定化、市町村間の保険料負担の公平化等の観点から、まず、第一段階として、75歳以上については都道府県単位の財政運営となります。財政運営、標準保険料率の設定は都道府県が行い、資格管理、保険料率の決定、賦課・徴収、保険給付事務、保健事業は市町村が行う形で共同運営する仕組みとなります。なお、これらの事務については、地域の実情に応じ、自主的な判断により広域連合を活用するこ

となども検討されています。

「新しい医療制度の開始時期」については、当初、国は法案成立後2年間の準備期間を経て平成25年3月からの施行を目標としておりましたが、本年の法案提出が見送られていきます。

また、高齢者医療の運営主体が都道府県となることに對し、全国知事会は反対を表明しており、今後国と地方自治体との調整が難航することが予想されます。

そうした中で「社会保障・税一体改革成案」で示されたスケジュールによると、高齢者医療制度を含む医療制度改革は、消費税率を引き上げて、その財源を原則として社会保障に充てることを目的とした「税制抜本改革」とともに、2012年以降速やかに法案提出することになっております。

でも、制度開始は最短で平成26年3月からになると思われまます。しかしながら、不透明な要素が多いことから、仮に来年の法案提出が見送られますと、さらに1年以上ずれ込むことになりまます。町としましては、国の動向に注視しつつ、新しい制度の詳細が明らかになりましたら、住民の皆様にも十分な説明ができるよう努めていきます。

問 川辺ダム放流による低周波騒音等について

【目下部明伸議員】

飛騨川の急峻な流れは水力発電ダムの構築には適していて各所にダムがあるが、川辺ダムにおいては近年住宅が隣接して建てられ付近は住宅地となっている。ゲートからの放流時には放流による水音はもちろん空気の振動による低周波が発生し、近隣の住宅ではガラス戸などが揺れる等、各

種の障害がある。付近にお住いの方のアンケートも添付したので参考にさせていただき、中電に対して何らかの協議をすべしと思うがどうか。

答 問題解決・不満解消に向けて調整を進める

【産業環境課長】

川辺ダム設置は70年以

上前です。当時は住宅が少なかったことに加え、超低周波を含む低周波による被害も一般的に認知されておりませんでした。以前より低周波についての調査・研究がなされてきたようですが、低周波について何らかの健康被害等があるのでは、と言われるようになったのは、十数年前からであると思われまます。現在で



川辺ダムの放流

はその発生源は多くあるとされ、発電用の風車、ダム放流や送風機など非常に多くの発生源が考えられています。

本町において、これまでダム放流に伴う低周波による苦情処理を行ったという記録はなく、岐阜県に確認しても、県内でダムの放流を起因とする苦情処理記録は現在のところは確認できませんでした。県内には非常に多くのダムが存在していますが、川辺ダムの場合は山間地ではなく比較的平地に立地し、住宅地と平面的に隣接していることから、放流による低周波が発生しているとすれば、その影響が出やすい地形であることも考えられます。

た場合、それが騒音なのか、あるいは振動問題か、それとも低周波問題なのかの判断と発生源の特定が必要です。それによって防止対策の方法が異なってきます。騒音・振動では環境基準値、規制基準値などが目安となりますが、低周波音の場合は騒音・振動に相当する法的な規制は現状ではありません。今回の事象に対しダム放流ゲートの位置、開門高さを変更することにより何らかの対応ができないかと望まれる声もアンケートの中に見受けられますが、発生源が川辺ダム放流との前提で、中部電力土木管理所に問い合わせたところ、増水時のゲート開門については、中心より順に開けているとのことでした。その方法や量については国土交通省の基準にしたがって行われており、これについては住民の方への説明にもぜひ応じたいとのことでした。

は、町と同じくこれまで低周波による苦情の記録はないとのことでしたが、まず発生源とされる事業者に対して、問題の所在と現状を伝えることも大事かと思えます。町として問題の存在につきましては、今回の質問により認識いたしました。今後は問題解決、また不満解消に向けて、地域住民と事業者の間に立ち調整を進めていきたいと考えています。

問 川辺町環状線道路計画について

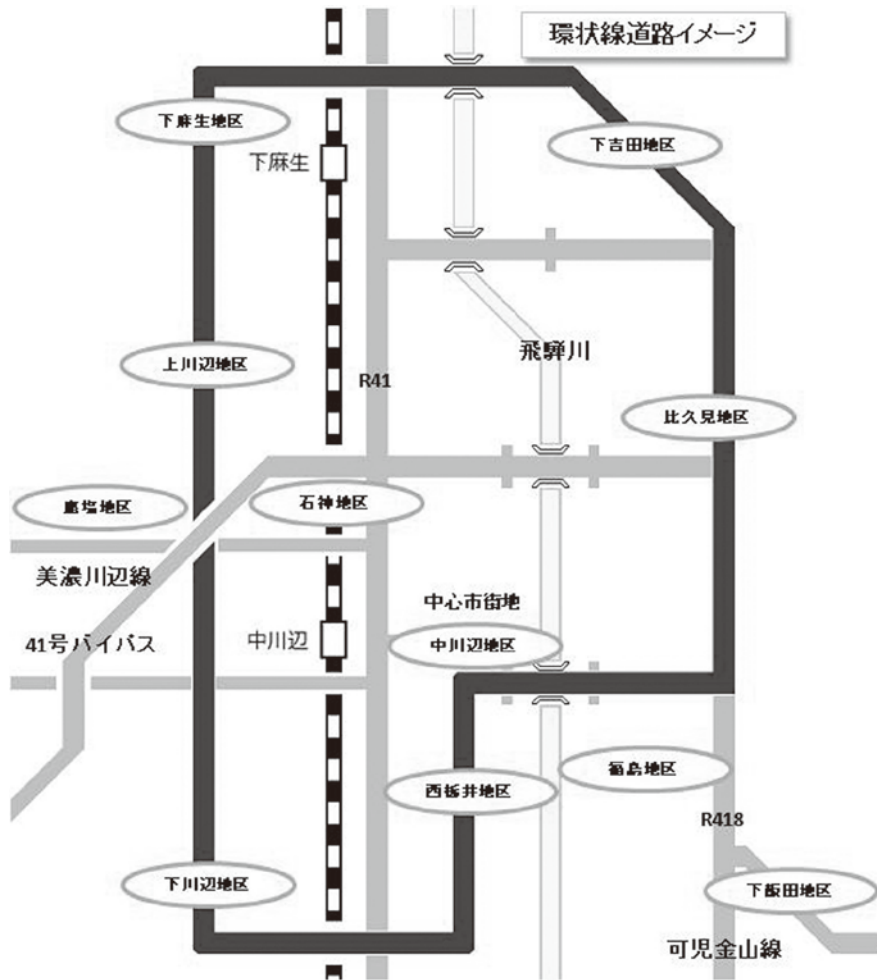
【目下部明伸議員】

町づくりの根幹ともいえる道路づくりについてお聞きします。首都圏においては3重の環状線ができつつある。中京圏域においても名古屋高速都心環状線もあるが、東海環状線も半分程建設され各地域では恩恵を受け活性化している。わがまち川辺町においても国道41

号、418号、可児金山線、美濃川辺線などが町を横断縦断しているが、それらを結ぶ大型車が通れる環状線が必要である。現在においても下川辺宮浦踏切交差点より農免道路へ入り、大北より上川辺地区へ、下麻生駅前を通り又高山線、41号

線を横断して下吉田地区に入る。そして可児金山線を経由して山川橋を渡り、西板井地区から元の下川辺宮浦交差点に周回する道路がそれにあたる。しかし地域によっては道路の拡幅等改良の必要な箇所があるが、現時点ではどの程度の改良等

計画があるか。又現在の山川橋は昨年改修したが大型車は通れず30年後には架け替えが必要となる。基金を積み立てて孫子に対して負担を軽減し、架け替えが出来る環境を整えて行くべきと考えているがどうか。



【町長】
山川橋架け替え計画
 そのものが未成熟

【町長】

鉄道網の脆弱な川辺町において、道路は町民生活や経済活動の生命線で、地域を支える最も重要な基幹的施設であり、可茂圏域の中心市街地を取り巻く要衝地域としての役割を果たすためにも、道路整備は最重要課題と認識しています。今後の活力あるまちづくりを推進するうえで、町内の要所を結ぶことは、上位路線の恩恵を最大限に享受することが可能となり、更には有事の際の安全・安心なまちづくりにも大いに寄与するものと考えます。



【基盤整備課長】

土地利用状況により全ての地域についてエリア分けし、五つの視点をもつてそれぞれの地域の主要路線が連結できるように具体的なか長期整備計画を策定しており、ご提言と考えを同じにするものです。

一点目は「上位路線とのネットワーク化」で、災害時の緊急避難路や輸送路などを含め、上位路線が効果的に活用できるように町内幹線道路との連結を強化すること。二点目は「安全・安心な道路の構築」で、大型

車や緊急車両の通行および児童生徒など歩行者の安全に配慮すること。

三点目は「町民生活の利便性の向上」で、通勤通学や買い物、救急医療など、日常生活に支障をきたしている生活道路の整備。

四点目は「効率的な維持管理」で、施設の維持管理周期や基準を明確にして、要する経費の平準化を図ること。

五点目は「財源の確保」に努めることです。

エリアは住宅地域、住宅地振興地域、商工業・住宅混住地域、農耕集落形成地域、工業地域等々で、それぞれの地域にあった整備水準で計画することとしています

が、実施に当たっては関係者のご理解など、直面する問題、課題も多々生じています。

また、我が国の財政状況は未だ混沌としており、さらには激甚指定を受ける被災が相次ぐなど、国の財政は以前に増

して厳しい状況です。

川辺町におきましても、台風15号により多くの施設が被災し、その他も経年による劣化等が進行しており、今後これらに要する維持管理費や、加えて扶助費など更に増加が見込まれることから、財政運営の見直しは決して楽観できるものではありません。このため、各種事業のプライオリティ（優先順位）や事業に対する理解度などを考慮しつつ、限られた財源を有効に活用しながら道路整備に務めるとともに、既存施設の修繕や延命化、予防保全、機能の充実などについて着実に実施しようとするものです。

①下川辺宮浦踏切より入る農免道路の改良の進捗と今後の計画

②中川辺下麻生線における曹源寺辺りより神坂線までの用地交渉の進捗

③神坂線より北小学校辺りまでの拡幅工事についての計画

④下麻生駅前よりJR高山線踏切に至る間の拡幅計画の地元説明会のその後

⑤飛驒川橋より下吉田地区を経由して比久見に至る間の改良

⑥改良した山川橋はコンクリート橋であり都合100年の経過後には大型車も通れる橋梁に架け替えなければならぬが課長の考えは

⑦山川橋を渡った大型車が下川辺宮浦踏切に至る道路についてどう考えるか

⑧以上のような全体計画を次期の総合計画に上げるべきと思うかどうか

【目下部明伸議員】

概論を頂いたが各論において質問します。

町長には

行政においても民間の経営感覚にのっとり基金の積み立てをすべきと考えるがどうか。

基盤整備課長には

①下川辺宮浦踏切より入る農免道路の改良の進捗と今後の計画

②中川辺下麻生線における曹源寺辺りより神坂線までの用地交渉の進捗

③神坂線より北小学校辺りまでの拡幅工事についての計画

④下麻生駅前よりJR高山線踏切に至る間の拡幅計画の地元説明会のその後

⑤飛驒川橋より下吉田地区を経由して比久見に至る間の改良

⑥改良した山川橋はコンクリート橋であり都合100年の経過後には大型車も通れる橋梁に架け替えなければならぬが課長の考えは

⑦山川橋を渡った大型車が下川辺宮浦踏切に至る道路についてどう考えるか

⑧以上のような全体計画を次期の総合計画に上げるべきと思うかどうか

【町長】

川辺町内には未だ様々な狭小の未改良道路や狭い橋があり、その他通行が非常に厳しい踏切もあります。

山川橋の架け替え一点に焦点を絞れば、たとえ30億必要であれば毎年1億ずつ積んでいけば良いという議論もあるかと思いますが、私自身は、総合力を高めるといふ観点から、その時々で最もプライオリティの高い事業について、集中的に重点投資していくべきではないかと思っています。

様々な視点があり、今の場で基金について30年後の30億というような目標を公言するわけには参りませんが、山川橋整備基金やその他の基金、さらには財政調整基金も含め様々な基金について議論を深めて参りたいと思います。

【基盤整備課長】

はじめにご質問の路線は下川辺石神線で、今年

は約6000万円の事業費で2件の工事を計画し、既に1件を発注しました。今後も、この路線を社会資本総合整備計画に位置付け、全線を片側歩道付きで整備する予定としています。整備は、計画期間が5年間となっていることから、5年後には新たな計画で継続して全線を整備したいと考えています。

中川辺下麻生線の曹源寺から神坂線に至る区間の用地交渉の進捗につきましては、未だ測量の立ち入り説明会を開催しているところ、また神坂線交差点から北小学校前交差点間につきましては狭小で、将来的には拡幅改良する構想であります。

下麻生駅前から北にあるJR踏切までの拡幅計画の説明会後の進展につきましては、この区間を含め北小学校前交差点までの区間につき、交付金事業で交通安全のメニューで整備を計画し、既に

一部区間は片側歩道付き二車線で完成しています。しかし、駅前から踏切間につきましては、地元から数年間に渡る要望書をいただいていたため、皆さまの了解が得られているものと改良計画案をお示ししましたが、拡幅そのものに理解が示されず、現道幅の中で歩道を区分することで事業を完了するよう計画を見直しました。

飛騨川橋を渡り、下吉田を経由して比久見に至る区間につきましては、下吉田上地区で小型車でも交互通行が危険な区間があり、また路肩下の一部が崩壊するなどしている箇所もあることから、交付金事業等で拡幅改良を計画しています。崩壊箇所につきましては他法令の規制もあり、現在は解除手続きをしていますが、用地につきましては既に内諾をいただいておりますので、一部工事に着手の予定です。その先の山側路線であ

る比久見2号線につきましては、一部は改良されていますが現在は休止の状況で、下の路線を大型車が通行可能な道路として整備したものです。

次に、山川橋架け替えに対する考えです。この橋が存する路線は、以前は県管理の国道418号であったため、県に山川橋の架け替え要望を継続してきましたが叶わず、代わりに現在の新山川橋が架橋されました。この時点で、山川橋落橋の議論もあつたようですが、特に上米田側と中心市街地との結びつき等から存続という結論に至り、今日に至ったものと記憶しています。70年が経過したこの頃では、架け替えに数十億の費用が伴うことから、まずもって実施が可能な選択肢の中で、修繕による延命化や落橋防止装置を施しました。この事業実施に際しては、橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、行財政改革にも位置づけて今後30

年間は存続させようという計画したものであります。架け替えには、架橋箇所や取り付け道路の検討も必要で、町長の答弁にありました未だ成熟に至っていないとは、将来的に不安はあるものの今どうかしなければ、という具体案がないという意味と理解し、私も同様であります。

山川橋を渡り下川辺までの間につきましては、栃井神社の近辺50メートルほどに狭小区間があり、この区間の改良をして41号へ抜けるルートが一番効率的と考えています。最後に、全体計画を総合計画に盛り込んで、とのご提言ですが、道路整備を担当する課といたしましては、まちの将来像として、道路整備の基本理念を記述することは是非とも思っています。ただし、実施に際しては、交付金等の財源を担保とすることが適当と考えています。

議会日誌

23年8月～23年10月

〔8月〕

- 7日・ふれあいレガッタ
- 13日・川辺おどり花火大会
- 16日・町議会議員選挙告示日
- 19日・四線促進期成同盟会通常総会
- 22日・当選証書付与式
- 25日・国保運営協議会
- 28日・加茂郡PTA研究大会

〔9月〕

- 1日・議会第2回臨時会
・議会運営委員会
- 4日・防災訓練
- 7日・総務委員会協議会
- 13日・議会第3回定例会
(初日)
- 15日・総務委員会
- 17日・川辺中団結祭
- 23日・各小学校運動会
- 24日～25日・全国市町村交流レガッタ
- 26日・総務委員会
・全員協議会
- 29日・議会第3回定例会
(最終日)

〔10月〕

- 2日・第一保育園運動会
- 7日・可茂町村議会議長会
- 8日・第三保育園運動会
- 9日・第二保育園運動会
- 11日～12日・市町村議員特別研修会
- 14日・泉町村議会議長会定期総会
- 16日・町民運動会
- 28日・議会報編集委員会
- 30日・加茂郡連合演習

編集後記

「するのは失敗、何もしないのは大失敗」ということわざがあります。どうせ失敗するのなら、何か行動を起こして失敗した方がましであるという意味です。よりよい議会報をお届けするため、皆様のアイデアも参考に紙面作りを心がけていきます。

編集委員 佐伯雄幸

長尾 諭

岩田龍典